

## 江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当・伊藤太一

## はじめに

一九六九年のIUCN第一〇回総会第一号議案「国立公園の定義」には英国などの反対票があったのに対して、第二号議案「国立公園と同等リザーブ (Equivalent Reserve) のリストに関する決議」は全会一致で採択され、リストを国連の正式文書とすることを求めた。

一方で、一九五二年の総会議事録以降「保護地域 (Protected Area)」という言葉も使われていたが、IUCNの「ICNPP国際国立公園委員会」が「CNPPA国立公園・保護地域委員会」に改称されたのは一九七五年であり、国連リストの「同等リザーブ」が「保護地域」に置き換わったのは一九八二年である。さらに、田村

剛の提案によって一九六二年から開催されている「世界国立公園会議」が「世界国立公園・保護地域会議」になったのは一九九二年である。このカラカス会議でようやく保護地域の定義が議論される。

## 保護地域の定義

一九九二年二月にカラカスで開催された第四回世界国立公園・保護地域会議におけるカテゴリに関するワークショップで保護地域が定義された

An area of land and/or sea especially dedicated to the protection and maintenance of biological diversity, and of natural and associated cultural resources, and managed through legal or other effective means (Workshop on Categories held at the 4th World Congress on National Parks and Protected Areas, 1992)

## コラム1 1994年のIUCN保護地域定義

いるが、IUCNの定義は以下の四点で異なる。(一)保護地域を陸域と海域に区別、(二)CBDで言及されたコンサベーションは復元や改良を含む積極的管理手段であるのに対して、IUCNの定義では保護と維持という消極的な管理手

“Protected area” means a geographically defined area which is designated or regulated and managed to achieve specific conservation objectives. (CBD Article 2. Use of Terms)

## コラム2 1992年のCBD保護地域定義

(コラム1)。この定義は一九九四年にブエノスアイレスで開催された第一九回IUCN総会で承認される。ところが、カラカス会議の三カ月後、一九九二年五月二二日にナイロビ会議 (the Nairobi Conference for the Adoption of the Agreed Text of the Convention on Biological Diversity) で採択されたCBD生物多様性条約の第二条で保護地域が簡潔に定義された(コラム2)。すなわち、IUCNの定義が総会で承認されるより早くCBDで保護地域が定義されたことになる。IUCNはどちらも同等であるとして

## 保護地域の展開

段に限定、(三)さらに管理対象も生物多様性と自然とその関連文化資源に限定、(四)法律だけではなく、他の有効な手段も重視となっている。すなわち、管理対象や手法を限定する一方で、CCAコミュニティ保全地域やPPA民営保護地域、宗教上の聖地も保護地域化可能としている。

CBDより二年遅れたが、IUCN総会で保護地域の定義が承認されたことを踏まえて、一九九六年には「CNPPA国立公園・保護地域委員会」が「WCPA世界保護地域委員会」となる。翌一九九七年には国連の「国立公園・保護地域リスト」も「保護地域リスト」となり、国立公園と保護地域という並立から国立公園を含む保護地域という流れが明確になった。この流れから「世界国立公園・保護地域会議」も「世界保護地域会議」になると予測された。ところが、二〇〇三年にダーバンで開催されたのは第五回「世界公園会議」であった。なお、二〇〇五年に香港で開催された最後の東アジア



東アジア保護地域会議における  
タルボットIUCN元事務総長

ア地域の会議の名称は、写真のように「IUCN世界保護地域委員会第五回東アジア保護地域会議」となっている。

このように、会議名称が「保護地域」と「公園」の間で揺れ動くのはIUCN内部の葛藤と保護地域の定義の問題を示すと考えられる。

## 保護地域の再定義

IUCN総会において一九九四年に承認された保護地域の定義とそれに基づく保護地域管理カテゴリーシステム（IUCN 一九九四）に関して問題があり、二〇〇三年の第五回世界公園会議を契機に「共通語で話そう」という保護

地域管理カテゴリーを見直すためのプロジェクトが始まる。翌二〇〇四年にWCPA委員長を歴任したカーディフ大学のフィリップスらによって「IUCN保護地域管理カテゴリーシステムの利用と実績の検討」という報告書 (Phillips, A. et al. 2004; Bishop, K. et al. 2004) が発行される。ところが、さらに多くの意見を聞く必要があるというところで、二〇〇七年にスペインのアルメニアで「保護地域を定義する (Bishop, Dudley and Stolton 2008)」という国際会議が開催される。この会議には五〇カ国から一〇〇名以上が参加したが、日本からの参加者はいなかった。この会議を踏まえて保護地域の新たな定義とその管理カテゴリーにガバナンスを加えた保護地域管理カテゴリー適用ガイドライン (Dudley, ed. 2008) が発刊された。この定義(コ

A clearly defined geographical space, recognized, dedicated and managed, through legal or other effective means, to achieve the long term conservation of nature with associated ecosystem services and cultural values

### コラム3 2008年のIUCN新保護地域定義

ラム3)では、CBDによる定義の文言を取り入れると同時に、生物多様性の管理を目的から除外する一方で、自然および文化資源を生態系サービスと文化的価値に置き換えて一層社会的な役割を重視している。

ここでは保護地域の定義に焦点を当てたが、その管理カテゴリーシステムは、定義の一六年前に導入されている。すなわち、一九七八年の保護地域管理カテゴリーの導入が保護地域の定義を必要としたとも言えよう。しかし、一九六九年の国立公園の定義と同様、既に多様な保護地域が多様な管理目的で設定されている状況では、その定義や管理カテゴリーの変更が今後必要となろう。また、ガイドラインを読んでも、担当者によって解釈が異なることになろう。それが、日本の国立公園や国定公園がカテゴリーIIとVに分かれる一因にもなっている。すなわち、保護地域とその管理カテゴリーが、まだ「共通語」になっていないのである。

## おわりに

追記・カリフォルニア大学バークレイ校で脊椎動物の生態学を学んだリー・タルボットは、一九五四年にIUCNに加わり、東アフリカや東南アジアの動物相に関する調査を進め、セレンゲティ国立公園等の保全や野生動物の保全に貢献し、一九七三年のCIETESワシントン条約の生みの親とも言われる。田村剛は一九五九年にIUCN総会に初参加以降、タルボットらと親交を深めていた。なお、タルボットの父親は、アルド・レオポルドの同僚で、ウイルダネス推進者の一人であった。

### 文献

- Bishop, K. Dudley, N. and Stolton, S. (2008) Defining protected area. IUCN 220 pp.
- Bishop, K. et al. (2008) Speaking a common language: The uses and performance of the IUCN System of Management Categories for Protected Areas. IUCN, 191 pp.
- Dudley, N. ed. (2008) Guidelines for applying protected area management categories. IUCN, 86pp.
- Phillips, A. (2004) Editorial. Parks, 14(3):1-3.
- IUCN (1994) Guidelines for protected area management categories.
- IUCN (2004) Protected areas Programme. Parks, 14(3):1-81.
- Phillips, A. et al. (2004) Speaking a common language: An investigation into the uses and performance of the IUCN System of Management Categories for Protected Areas. Cardiff University, 47 pp.

伊藤 太一 ● いたう たいいち

筑波大学生命環境系教授・江戸川大学国立公園研究所客員教授。